

「（仮称）神戸市個人情報保護法の施行に関する条例（案）」に関する市民意見に対する本市の考え方

○募集期間：令和4年6月30日（木曜）から 令和4年7月29日（金曜）まで

○ご意見数：5件（1通）

上記5件のほか、施行に関する条例（案）以外に関するご意見が1件ありました。

※ご意見は、趣旨を損なわない程度に要約していますので、ご了承ください。

※意見に対する本市の考え方において、令和3年改正法の施行後の個人情報保護法を「改正法」、（仮称）神戸市個人情報保護法の施行に関する条例（案）を「条例案」、神戸市個人情報保護条例を「現行条例」と記載しています。

1. 施行に関する条例案について

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	条例案の文書での開示を求める。	条例文案自体は検討過程にありますので、お示しすることはできませんが、条例案の概要を公表しておりますので、ご了承ください。
2	「審査会の委員は、優れた識見を有する者のうちから、10人以内で市長が任命し」とあるが、「優れた識見を有する者」はどのような市民を指すのか。審議会の委員の名簿を見ると11名である。「10名以内」なのに11名とはどういう理由でそうなったのか。	条例案における審査会は、①開示請求に係る不開示決定等に対する審査請求の審議、②個人情報の適正な取扱いの確保のため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合の調査審議、③特定個人情報保護評価書の第三者点検について、審議することを考えておりますので、委員は専門的な知識や経験を有する学識経験者を想定しています。 また、現行条例では委員数を「15人以内」と定めておりますが、条例案では「10人以内」と定めようと考えています。
3	「優れた識見を持つ者」とあるが、私の傍聴した審議会で、審議された議案に対して、「意見を言わない」、「欠席」の委員は数名いた。意見を言わない委員は「識見を有する者」といえるのか。市長の意に沿う者を「識見を有する者」とした任命を廃止し、「識見を有する者」を公募し「その中から任命する」方式に変更を求める。	2に記載しましたとおり、審議会は専門的な知識や経験を有している学識経験者を想定しておりますので、委員の公募は予定しておりません。なお、委員の選出は公正中立の観点で選出しております。
4	この保護法は「市長からの諮問」のみを審査する審議会になっている。市民が自分の情報をどのように利用されているのかを「知る」権利があるはずである。個人の情報を「市民の開示要求」に基づく開示の明文化をお願いしたい。	改正法第5章第4節では、開示・訂正・利用停止の請求権に関して、その手続等について規定されております。本市も、令和5年4月から改正法の直接適用を受けますので、改正法の諸規定に基づいて適正に運用してまいります。
5	施行に関する条例の中には「市民の開示」要求に関しては「誠意を持って応える」。審議会は「もっと開かれた審議する場にする」することの明示が求められる。	4に記載しましたとおり、開示請求権については、改正法の直接適用のもと、改正法の諸規定に基づいて適正に運用してまいります。また、審査会では、①開示請求に係る不開示決定等に対する審査請求の審議、②個人情報の適正な取扱いの確保のため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合の調査審議、③特定個人情報保護評価書の第三者点検について、審議することを考えておりますが、①は審議内容の性質上、非公開審理となりますが、その他の審議は、公開審理とする予定です。